

## ベラルーシ：不当に収監されていた人たちがさらに釈放

昨年 12 月にベラルーシで不当に収監されていた人たちが 123 人が釈放された件を前号でお伝えしましたが、この 3 月 19 日、さらに 250 人が釈放されました。金融機関や輸出に対する制裁緩和に米国が合意した後のことです。

釈放されたのは、人権活動に対する報復として、あるいは正当性が疑問視された 2020 年 8 月の大統領選挙の選挙結果に対する抗議活動への報復として、政治的な理由で逮捕・起訴・収監された人たちです。その中にはアムネスティが UA（緊急行動）で取り上げたマルファ・ラブコワさん、ナスタ・ロイカさん、ミキタ・ザラタロウさんもいました。

政府から標的にされてきた人権 NGO ビアスナでボランティアコーディネーターを担っていたラブコワさんは、2020 年 9 月に拘束され、「集団暴動参加予定者の訓練などの準備支援」「犯罪組織への参加」「憎悪や不和の扇動」など 11 の罪で起訴されていました。

大統領選に対する抗議活動の近くで友人を待っていたザラタロウさんは、その時に警官に対して火炎瓶を投げたとされ、2020 年 8 月に逮捕されました。証拠とされた動画はザラタロウさんだと特定できないものでしたが、大規模騒乱と違法な爆発物使用で有罪判決を受けてしまいます。彼は無罪を主張、弁護士は立証されていないと控訴しましたが、5 年間矯正施設に入ることを言い渡されました。

外国籍・無国籍の人たちの保護や人権教育に取り組む一方で政府の反対派弾圧を批判していたロイカさんは、人権活動に対する報復として「軽微なフリーガン行為」という根拠もない罪で 2022 年 9 月から行政拘禁を繰り返し受け、その後刑事訴追されて、敵意を扇動した罪で、2023 年 3 月に 7 年の禁錮刑を科されました。

不当に投獄された人たちの大量釈放は歓迎すべき一歩ですが、そもそも収監されるべきではなかった人たちです。アムネスティは政治的な理由で不当な投獄を強いられている人たちの解放を引き続き求めるとともに、不当投獄の責任追及に取り組んでいきます。

## キルギス：実刑を受けたジャーナリストの審理やり直し



釈放されたマハバット・タジベク・キズィさん

汚職を追及してきたジャーナリストのマハバット・タジベク・キズィさんに対するこれまでの判決が破棄され、審理が一番に差し戻されました。そして、キズィさんは釈放されました。

キズィさんは、ユーチューブで活動する調査報道「テミロフ・ライブ」プロジェクトの責任者です。同プロジェクトは 2020 年に夫のボロット・テミロフさんが、政府高官や国内外の非国家主体が関わる汚職を暴く目的で立ち上げたもので、開始以来、注目度の高い報道を行ってきました。2022 年 1 月には、諜報機関・秘密警察である国家保安庁(GKNB) 長官とその家族が、ジャパロフ大統領の支援を得てキルギスの石油精製産業を支配していると糾弾。すると、その 2 日後に事務所に強制捜査が入り、テミロフさんは麻薬所持というでっち上げの容疑で起訴されてしまいます。この起訴は取り下げられたものの、国籍取得に関する文書偽造で有罪判決を受け、国外追放となります。その後「テミロフ・ライブ」はキズィさんを中心に活動を続けてきました。

当局が独立系ジャーナリズムへの弾圧を強める中、キズィさんは、投獄や国外追放の脅しに屈することなく活動を継続。しかし翌年 2024 年 1 月に逮捕され、「テミロフ・ライブ」で暴力や積極的不服従、騒乱を扇動したと、同年 10 月、6 年の実刑を宣告されてしまいます。起訴内容に、証拠はありませんでした。

2026 年 3 月 10 日、キルギス最高裁判所は、キズィさんに関するこれまでのすべての判決を破棄し、第一審裁判所に差し戻して再審理を命じました。これを受け、第一審の地方裁判所は 3 月 23 日に、移動制限付きで彼女の釈放を命じました。アムネスティは、この措置が彼女の無罪判決につながることを願っています。



## ウガンダ：不当に拘束された人権派弁護士 ようやく保釈



ファ・リアヒさん、イメン・ワルダニさん。

2026年1月27日、不当に拘束されていた人権派弁護士のサラ・ビレーテさんが、保釈されました。

ビレーテさんは、NGO 憲法ガバナンスセンターの代表であり、東アフリカおよびアフリカの角（ソマリア半島）地域 8 カ国の選挙監視ネットワークの長を務めています。

2025年12月30日、首都カンパラの自宅で逮捕されましたが、逮捕理由を告げられることも逮捕状を提示されることもありませんでした。そして、憲法で定められた上限期間を超え、4日間警察署に勾留され、その後刑務所に移送されました。

2026年1月2日、ビレーテさんは「個人情報不法取得または開示」の罪で起訴されました。この起訴は、彼女が選挙管理委員会の同意を得ずに国民有権者名簿に関する情報を公に議論したことと関連しているようですが、有権者名簿は公文書であり、ビレーテさんの見解は表現の自由の権利によって保護されています。起訴当日、裁判所は保釈の審理を延期しました。国のガイドラインが公判待ちの保釈請求については直ちに決定を下すことが求められているにもかかわらずです。

ウガンダでは2026年1月15日の選挙を控え、当局が野党やその支持者、政府を批判する人たちを徹底的に弾圧しています。この弾圧で、前年9月から400件を超える不当な逮捕が行われました。選挙問題について率直に発言することで知られているビレーテさんの逮捕・勾留・起訴も、弾圧の一環だと思われる。

1月27日、ようやく保釈が認められて釈放されました。拘束を解かれたことは喜ばしいですが、起訴されていることに変わりはありません。アムネスティはビレーテさんに対する起訴取り下げを、引き続き求めています。

## 米国：ジェノサイドに抗議したパレスチナ人釈放される



米国在住のパレスチナ人、レカ・コルディアさんは、イスラエルが行うガザでのジェノサイドへの抗議デモに参加したために2025年3月13日からICE（移民関税執行局）に拘束されていましたが、2026年3月16日に保釈されました。

コルディアさんはもともと幼少期に別れた母親に会うために訪問ビザで米国に渡り、その後、英語を学ぶために学生ビザを取得。一方で米国の市民権を持つ母親が移民ビザ取得に動き、ビザの申請資格があるという承認を移民当局から得ました。しかし誤った助言によりコルディアさんは合法的な在留資格を得たものと勘違いして学生ビザを失効させてしまい、非正規滞在状態に陥っていました。

そして、米国でパレスチナ人の権利支持を表明した非米国民の逮捕・拘禁・国外退去を求める大統領令が出されている中、コルディアさんは拘束されてしまったのです。

身柄を拘束されてから1年目となる3月13日、移民裁判官はレカさんの保釈を認めました。保釈が認められたのは実は3度目のことでしたが、国土安全保障省（DHS）は執行停止措置を、これまでに2度発動していました。しかし3度目は発動せず、コルディアさんはICEの拘束から解放されたのです。彼女は在留資格や難民認定などを申請しており、アムネスティは今後も状況を注視していきます。

## UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本  
〒101-0052 東京都千代田区九段下 1-5-9 九段誠和ビル5F  
TEL：03-3518-6777 FAX：03-3518-6778  
E-mail：uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 1,500 円  
郵便振替 00120-9-133251  
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本